

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人アミカル
- (2) 本部所在地 倉敷市玉島 1275-1
- (3) 電話番号 086-526-8827
- (4) 代表者 理事長 西山 剛史

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 ヘルパーステーション ながわりの華
- (2) 事業所番号 3370201257
- (3) 所在地 倉敷市玉島 3075
- (4) 電話番号 086-523-5673
- (5) 管理者 石丸 浩人
- (6) 平成28年3月1日より、介護保険法に基づく第1号訪問事業を実施。(以下総合事業という)

3. サービス提供実施及び営業日時

- (1) サービス提供地域 倉敷市
規程した通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護事業に要した交通費については、下記の費用を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmあたり10円
- (2) 営業日及びサービス営業時間
 - ① 営業日持 月曜日～日曜日 8:30～17:30
 - ② サービス提供時間 月曜日～日曜日 8:30～17:30
 - ③ 上記サービス提供時間以外でも要望に応じて提供することができる。
但し、ご希望の日時を調整させて頂く場合がある事をご了承下さい。

4. 従業者の職種、員数及び職務内容

- ①管理者（常勤） 1名（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ②サービス提供責任者（常勤） 1名以上（訪問介護員と兼務）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の策定などを行う。
- ③訪問介護員（常勤、非常勤） 3名以上
訪問介護員は、指定訪問介護サービスの提供にあたる。
当事業所では、ご契約者に対して介護支援サービスを提供する職員として、事業所長（管理者）・ホームヘルパー等の配置については、指定基準を遵守しています。

5. サービス内容

(1) 身体介護

- ア 食事介助 食事介助、水分補給、食事摂取の工夫・相談
- イ 排泄介助 トイレ介助、尿器・便器使用介助、おむつ交換
- ウ 入浴介助 入浴介助、入浴時の見守り
- エ 清潔介助 全身清拭、手足などの部分浴、洗髪、陰部洗浄、爪切り、髭剃り、入れ歯の手入れ、整髪
- オ 体位交換 褥瘡予防のための体位交換、関節拘縮の予防
- カ 動作介助 歩行介助、車椅子移乗・移動介助、起座介助、通院介助、衣服着脱介助
- キ その他 服薬時の援助

(2) 生活援助

- ア 買物 利用者本人の食事や身の回りで必要なもの
- イ 調理 利用者本人の食事に必要な献立の調理、栄養摂取の工夫、食事療法や咀嚼・嚥下の状態に合わせた食事の工夫
- ウ 掃除 利用者本人が使用している居室等、介護用具の手入れ
- エ 洗濯 利用者本人の衣類等の洗濯、衣類の補修
- オ 寝具交換 利用者本人のシーツ交換、ベッドメーカーキング、布団干し

(3) 介護や生活などに関する相談・援助等

6. 利用料金

(1) 利用料〔総合事業〕

総合事業を利用する場合は、原則として1ヶ月単位で頂きます。

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1~3割です。

ただし、総合事業の範囲を超えたサービス利用は全額利用者負担となります。

利用料（基本料金） *1割負担の場合

対象者	介護予防訪問介護費又は 総合事業訪問介護費	利用回数
要支援1・2	1,176 円	週1回の利用
要支援1・2	2,349 円	週2回の利用
要支援2	3,727 円	週2回を超える利用

(2) 利用料〔介護サービス〕

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1～3割です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者の負担となります。

利用料（基本料金）＊1割負担の場合

身体介護が中心の場合	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以後、30分増 すごとに
訪問介護費	163円	244円	387円	567円	+82円
生活援助が中心の場合	20分以上 45分未満	45分以上			
訪問介護費	179円	220円			
身体介護に引き続き 生活援助を行う場合	20分以上	45分以上	70分以上		
訪問介護費 (身体介護の料金に右の料金を加算)	65円	130円	195円		

ア 基本料金に対して、早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）帯は上記の金額の25%増し、深夜（22：00～6：00）帯は同50%増しとなります。

イ 料金表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

ウ 利用者の同意を得て2人で訪問した場合には、2人分の料金となります。

エ 初回加算

サービス提供責任者が初回同月内に訪問介護を行う場合又は訪問介護を行う際に同行訪問した場合（サービス提供停止期間が2ヶ月の場合も含む） 200単位/月

オ 緊急時訪問介護加算

利用者や家族等から要請を受けて、ケアマネージャーが必要と認めたときに居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合 100単位/回

カ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

基本総合単位数の22.4%となります。

キ サービス付き高齢者向け住宅ながわりの華の入居者に対してのサービス提供金額は上記表により90/100を乗した金額となります。

ク 交通費 通常の事業の実施地域を越えた地点から1km当たり10円とします。

ケ キャンセル料 当日キャンセル及び中止の連絡のない場合、1回につき500円を自己負担として頂きます。初回は頂きません。 予防は除く。

7. 緊急時及び事故発生時の対応

サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに家族への連絡、状況に応じて主治医へも連絡を行う。管理者に報告を行い対応します。

8. サービス内容に関する苦情・相談

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。(契約書、第11条参照)

(1) 苦情受付窓口

〈受付担当者〉

管理者 石丸 浩人

サービス提供責任者 若狭 佳子

〈受付日時〉

月曜日～日曜日 9:00～16:00 TEL:086-523-5673

(2) 第三者委員

有職者 谷野 繁太郎

倉敷市玉島4丁目7-10 TEL:086-522-2709

(3) 行政機関、その他の苦情受付機関

倉敷市 介護保険課	倉敷市西中新田640 倉敷市役所 TEL:086-426-3343 月～金 8:30～17:15 (土日・祝日及び12/29～1/3を除く)
浅口市 健康福祉部 高齢者支援課	浅口市鴨方町鴨方2244-26 TEL:086-544-7113 月～金 8:30～17:15 (土日・祝日及び12/29～1/3を除く)
岡山県 国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町17-5 岡山県国保会館 TEL:086-223-8811 月～金 8:30～17:00 (土日・祝日及び12/29～1/3を除く)

指定訪問介護サービス又は、総合事業の提供を開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 アミカル

代表者 理事長 西山 剛史

ヘルパーステーションながわりの華

（説明者職名） サービス提供責任者 _____（氏名） 若狭 佳子 _____

事業所より上記の説明を受け、指定訪問介護サービス又は、総合事業の提供を開始することに同意します。

令和 年 月 日

ご利用住所 _____

ご利用者氏名 _____

代筆者住所 _____

(続柄)

代筆者氏名 _____